

# 第1章 計画策定について

## 1 目的

沖縄市（以下、「本市」という。）における公共交通の多くは、那覇市方面から名護市、うるま市方面へ連絡する路線バス◆が運行されており、特に国道 330 号のコザ－胡屋間では多くの系統が運行されています。また、沖縄市中心市街地循環バスが中心市街地と市内主要施設間を連絡して運行している状況です。

その一方で、本市に関するすべての移動手段の中では自家用車による移動が主体となっており、公共交通利用者は少ない状況となっています。

そうした中で、自家用車を運転できない子どもや高齢者などの交通弱者にとって、路線バス等の公共交通は身近で重要な移動手段の一つとなっていますが、一部の地域では、路線バスのサービスが十分に提供できていない公共交通空白地域◆が存在しています。

このため、本市公共交通の現状を踏まえ、効率化とサービス向上を進めるとともに、公共交通空白地域などへの移動手段の提供を検討する必要があります。

このような状況を踏まえ、本市における持続可能な公共交通ネットワークの実現に向けた「地域公共交通◆の活性化及び再生に関する法律」に基づく「沖縄市地域公共交通網形成計画」を策定しました。

本計画は、本市にとって「望ましい公共交通のすがた」を示した計画であり、公共交通政策のマスタープランの役割を果たします。公共交通の現状、移動ニーズ等から課題を抽出し、その解決に向けた施策を整理しています。さらに、計画期間中に PDCA サイクルによる評価・改善を行い、計画の見直しを行います。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、国の「沖縄振興基本方針」、「交通政策基本計画」や、県の「沖縄 21 世紀ビジョン基本計画」、「沖縄県総合交通体系基本計画」、「那覇市・浦添市・宜野湾市・沖縄市・北中城村地域公共交通総合連携計画」など沖縄振興や、交通に関する上位計画の他、本市の「第 4 次沖縄市総合計画基本構想後期基本計画」、「沖縄市交通基本計画・総合交通戦略」などに示されている交通のあり方や、施策を考慮して策定しています。

今年度策定する本計画において、沖縄市における公共交通のあり方を示すとともに、次年度策定予定の「沖縄市地域公共交通再編実施計画」において、長大路線の分割・統合や、フィーダー路線の導入等について具体的な検討を行うことで、本市の公共交通の再編をすすめていきます。

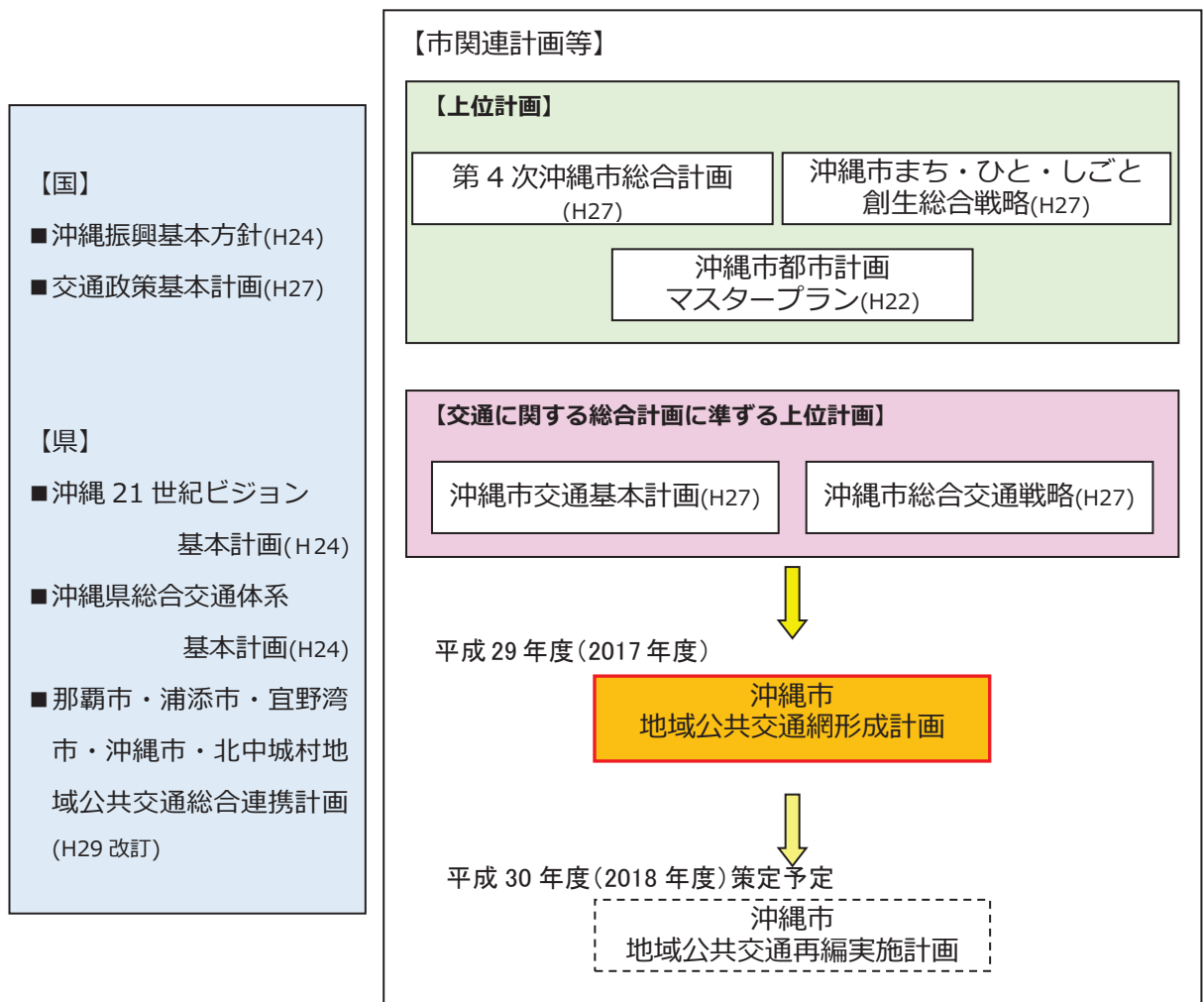


図 1-1.本計画の位置づけ

本計画は、以下に示す流れで策定しました。なお、本計画策定に先立ち、平成28年度には「沖縄市公共交通網形成計画策定基礎調査業務」を実施し、沖縄市の概況や公共交通に関するデータの収集・整理、住民アンケートやヒアリングによる利用者意向の把握などを行っています。

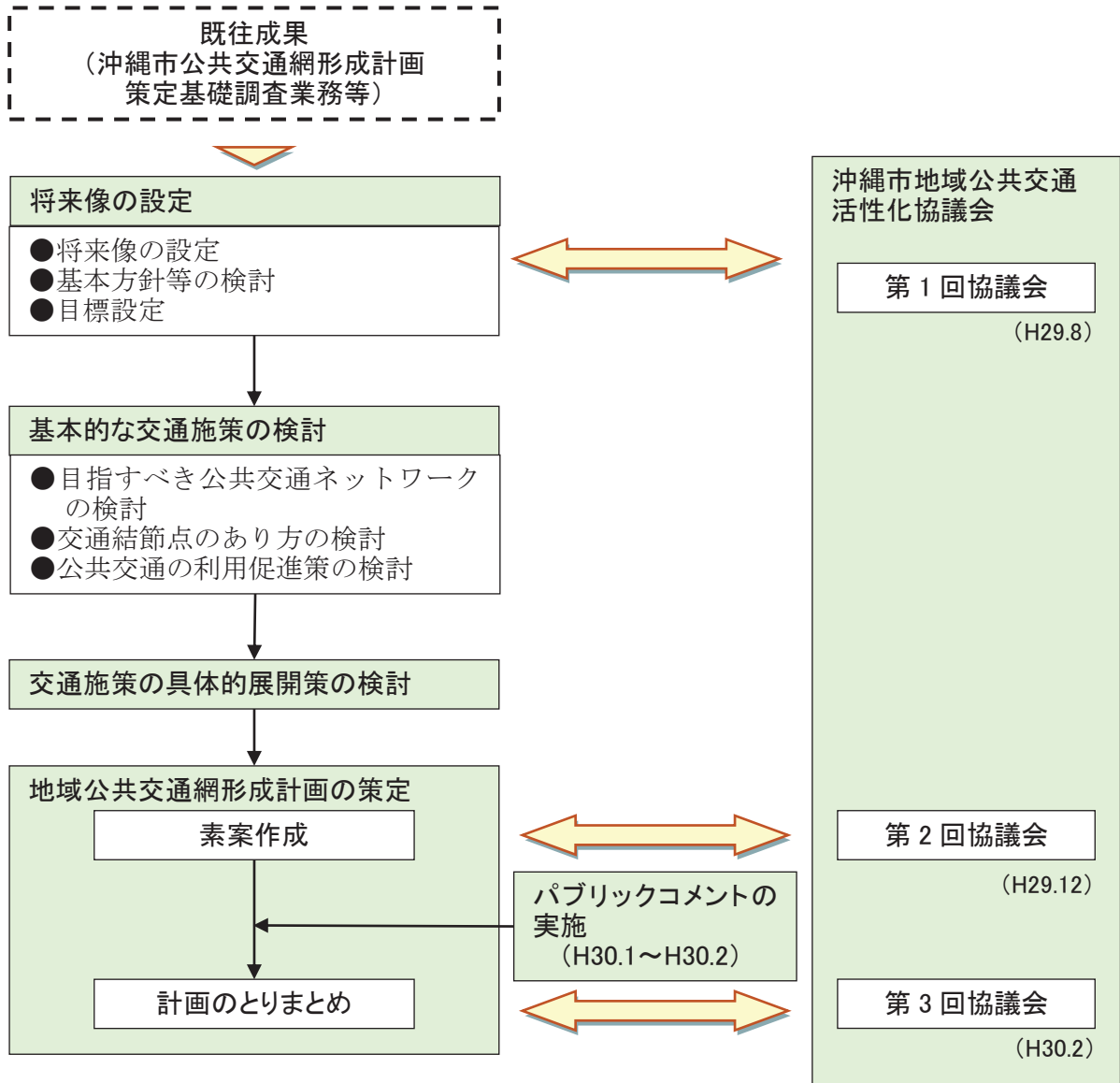


図 1-2.本計画策定の流れ

### 3 計画の対象区域

本計画は、沖縄市全域を対象とし、必要に応じて周辺市町村を含みます。

計画の対象区域

**沖縄市全域**（※必要に応じて周辺市町村を含む）

### 4 計画の対象期間

計画の対象期間は、上位関連計画である都市計画マスタープラン、交通基本計画・総合交通戦略の改訂時期に合わせて、2018年度（平成30年度）～2025年度の8年間とします。

計画の対象期間

**2018年度（平成30年度）～2025年度**

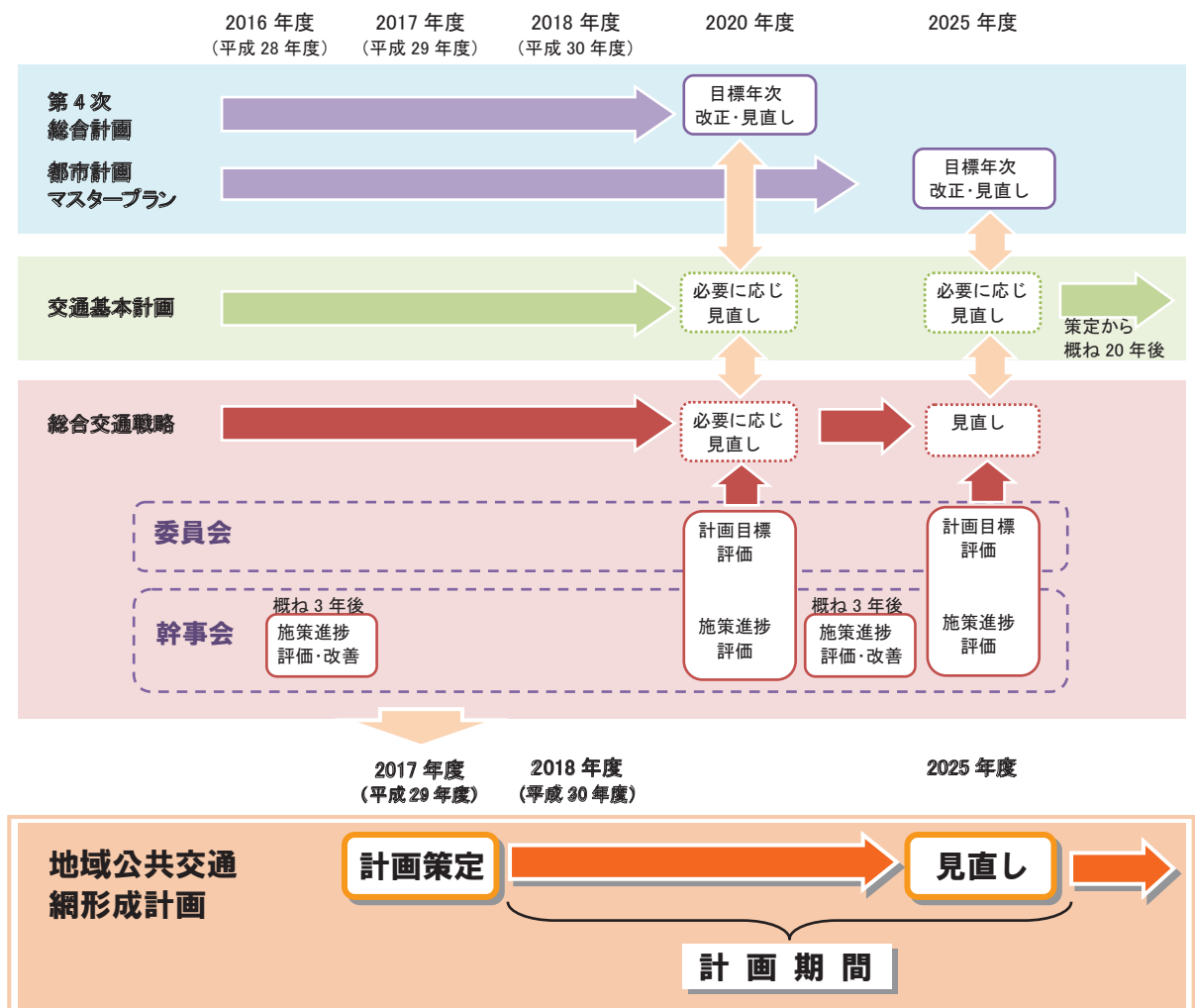


図 1-3.上位関連計画の改訂スケジュールと本計画の対象期間